

鹿児島県立薩摩中央高等学校における介護福祉士養成課程に関する規定

(ア 設置目的)

第1条 鹿児島県の設置する高等学校(以下「高等学校」という。)は、教育基本法(昭和22年法律第25号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)その他教育に関する法令に則り高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。薩摩中央高等学校における介護福祉士養成課程(以下、介護福祉士養成課程という)は、学則に定める他、本規定の定めるところによる。

(イ 名称・ウ 位置)

第2条 介護福祉士養成課程を、薩摩中央高等学校福祉科(薩摩郡さつま町虎居1900番地)に置くものとする。

(エ 就業年限)

第3条 薩摩中央高等学校福祉科の修業年限は3年とする。

(オ 生徒定員及び学級数)

第4条 鹿児島県教育委員会が示す定員による。
福祉科 40名 1学級

(カ 養成課程及び履修方法)

第5条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、福祉科に「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第8条第1号(別表第5)に定める養成課程を置くこととする。

第6条 生徒は教育課程の定めるところにより、指定された科目をすべて履修しなければならない。指定された科目をすべて修得した生徒に介護福祉士国家試験受験資格を認める。

第7条 前項の科目と単位数は次の通りとする。
福祉系高等学校 53単位

教科	科 目	単位数	時間数
家庭	家庭総合(人間と社会の選択科目)	4	140
福祉	社会福祉基礎	4	140
	介護福祉基礎	5	175
	コミュニケーション技術	2	70
	生活支援技術	10	350
	介護過程	4	140
	介護総合演習	3	105
	介護実習	13	455
	こころとからだの理解	8	280
合 計		53	1855

(キ 学年、学期及び授業を行わない日)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第9条 休業日は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日のほか、次のとおりとする。

(1) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで

(2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(3) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで

(4) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

(5) その他において校長が必要とする休業日 年間10日以内

2 校長は地方の実情その他の理由により、休業日を変更することができる。この場合において、校長はあらかじめその理由及び期間を具し、教育委員会の承認を得なければならない。

(ク 入学時期)

第10条 生徒を入学させる時期は、4月とする。

(ケ 入学資格)

第11条 入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(コ 入学者の選考)

第12条 入学は、校長が許可する。

2 入学者選抜のための学力検査の実施方法は、別に定める。

第13条 入学志願者は、入学願書に入学検定料を添えて最後に在学した学校の校長を経て、志願者の校長に願い出なければならない。

(サ 入学手続)

第14条 入学を許可された者は、入学後10日以内に、保護者の上誓約書を、校長に提出しなければならない。

第15条 保護者は、次の各号に該当する者で、学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。

(1) 本人の父母、兄姉、後見人又は縁故者

(2) 成年者で、独立の生計を営む者

2 生徒は保護者に変更のあつたとき、又は生徒、保護者の住所若しくは氏名に変更があつたときは、すみやかにその旨を校長に届け出なければならない。

3 校長は、保護者を適当でないと認めるときは、これを変更させることができる。

(シ 退学、休学、復学、卒業)

第16条 退学しようとする者は、その理由を具し、保護者、校長に願い出なければならない。

第17条 校長は、理由を相当と認めるときは、休学を許可することができる。

2 生徒は、病気その他やむを得ない理由のため3月以上出席することができないときは、その理由及び期間を具し、保護者、医師の証明書等その理由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

- 3 休学の期間は、3 月以上 1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、その期間を延長することができる。
- 4 生徒は、休学の許可を受けた後 3 月までにその理由がなくなったときは、その事情及び期日を具し、保護者、医師の証明書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に届け出なければならない。
- 5 校長は、その事情を相当と認めるときは、当該休学の許可を取り消すものとする。

第18条 休学中の者が、復学しようとするときは、その事情及び期日を具し、保護者、医師の証明書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。

- 2 校長は、休学の理由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。ただし、単位制による課程においては、相当の期間を在学すべき期間として復学を許可するものとする。

第19条 以下の各項のすべてを満たしたとき「卒業」を認定する。

- (1) 本校所定の教育課程の当該学年におけるすべての教科・科目の履修が認定されていること。
- (2) 本校所定の特別活動の成果が、その目標からみて満足と認められていること。
- (3) 当該学年での出席日数が、出席すべき日数の3分の2以上あること。
- (4) 当該学年での未修得の科目が科目数で2科目を超えないこと、かつ単位数で6単位を超えないこと。
- (5) 各教科・科目の74単位以上を修得していること。
- (6) 授業料と、その他の会費等をすべて納めていること。

(ス 成績考査)

第20条 生徒の学習の評価については、学習指導要領及び学校設定教科・科目に示されている各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）の目標並びに総合的な学習の時間のねらいを基準として、校長が定める。

第21条 生徒が、学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、又は総合的な学習の時間において学習活動を行い、その成果が教科及び科目の目標並びに総合的な学習の時間のねらいからみて満足できると認められる場合には、校長は、その各教科・科目について履修した単位又は総合的な学習の時間における学習活動について単位を修得したことを認定する。

第22条 単位の修得の認定は、学年末に行う。この場合、1科目を2以上の学年にわたって分割履修したとき又は総合的な学習の時間における学習活動を2以上の学年にわたって行ったときは、学年ごとにその各教科・科目について履修した単位又は総合的な学習の時間における学習活動に係る単位を修得したことを認定するものとする。なお、特に必要がある場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができるものとする。

第23条 学習の評価については、次のとおりとする。

- 2 学習指導要領に示す各教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を観点別に評価する。
- 3 学習評価にあたっては、指導と評価の一体化を図り、評価場面や評価方法を計画し、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の3つの観点から評価する。
- 4 目標に準拠した評価を実施するために、各教科・科目で評価基準を適切に設定し、評価する。

第24条 学習評価については、下記の3段階で評価する。

	記録に残す評価の基準	定期考査の評価（達成率）	得点
A	「十分満足できる」状況と判断されるもの	80%～100%程度	3
B	「おおむね満足できる」状況と判断されるもの	40%～80%程度	2
C	「努力を要する」状況と判断されるもの	40%未満	1

- 2 評価基準は、学習指導要領の定める目標と照らし合わせて「おおむね満足できる状況」を示し、年間指導計画に明記する。

第25条 観点別評価については、次のとおりとする。

- (1) 単元において観点毎に総括した評価結果を基に学期末を総括する。
- (2) 各学期の観点別評価から学年末の観点別評価を総括する。
- (3) 評価を数値化（A＝3、B＝2、C＝1）し、平均値から観点別評価を総括する。平均値2.5以上をA、1.5以上2.5未満をB、1.5未満をCとする。

- (4) 知識・技能、思考・判断・表現の観点については、定期考査の平均値と記録に残す評価（評価基準等）の平均値を求め、その平均値から総括する。定期考査を実施しない科目等については、この限りではない。

第26条 評価基準については、学年末の観点別評価による組み合わせから評定に総括する。
評定基準については、右表のとおりである。

- 5 十分満足できるもののうち、特に程度が高い
4 十分満足できる
3 おおむね満足できる
2 努力を要する
1 努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い

観点別評価	合計値	評定
AAA	9	5
AAB	8	
ABB	7	4
AAC		
ABC	6	3
BBB		
BBC	5	
ACC	2	
BCC		4
CCC	3	1

第27条 考査については、次のとおりとする。

- (1) 観点別評価の一つとして、諸考査を実施する。
- (2) 定期考査は中間考査と期末考査とに分け、毎学期1回ずつ行う。第3学期においては中間考査を行わない。
- (3) 平常考査は、教科担任が随時行う。
- (4) 実力考査は、学校の計画に基づいて年間数回実施し、その期日、方法などについては予め発表するものとする。
- (5) 考査作成にあたっては、単元（題材）の目標及び内容に基づくとともに、解答の形式（選択式、短答式、記述式等）などを工夫して、評価の観点との関連を意図した問題を作成する。
- (6) 各学期の中間・期末の成績は、100点法で評価する。
- (7) 定期考査は、実施した全教科・科目の平均点（100点満点で小数第1位まで算出）により、学科別順位（またはコース別順位）をつける。

第28条 追試験・再試験（国家試験受験資格に係る科目における、定期考査欠席者の措置）は、次のとおりとする。

- (1) 定期考査を、病気・けが・交通事故・災害等・その他校長が認める事由等により受験できなかった場合は、審議の上、当該科目の追試験の受験を認める。
- (2) 再試験は、各科目について年度末に受験を認める。

第29条 進級に関する規定は、次のとおりとする。

- 1 単位履修の認定（介護福祉士国家試験受験資格に係る53単位）以下の各項のすべてを満たしたとき「単位の履修」を認定する。
 - (1) 欠課時数が当該科目の法定授業時数の3分の1未満であること。
 - (2) 課題の提出、授業態度等学習意欲および努力が認められること。
 - (3) 福祉科の「介護実習」においては、欠課時数が法定授業時数の5分の1未満であること。

第30条 単位修得の認定については、次のとおりである。

- (1) 教科・科目の履修が認定され、学年末の評定が「2」以上であること。
- (2) 評定1の付いた科目は、単位の修得を認めない。

第31条 以下の各項のすべてを満たしたとき「進級」を認定する。

- (1) 本校所定の教育課程の当該学年におけるすべての教科・科目の履修が認定されていること。
- (2) 本校所定の特別活動の成果が、その目標からみて満足と認められること。
- (3) 当該学年での出席日数が、出席すべき日数の3分の2以上あること。
- (4) 当該学年での未修得の科目が科目数で2科目を超えないこと、かつ単位数で6単位を超えないこと。
- (5) 授業料と、その他の会費等をすべて納めていること。
- 2 進級が認められない場合は、前年度修得した科目も含め再履修しなければならない。ただし、評価については、前年度修得した科目の単位も参考にする。

(セ 入学検定料、入学料、授業料及び実習費等)

第32条 県立高校の入学志願者は、入学願書提出の際に、入学検定料を納付しなければならない。

- 2 入学検定料の額は、2,200 円とする。（平成 23 年度入学生より）

第33条 県立高校に入学を許可された者で、全日制の課程の教育を受けるものは、入学の際に、入学科を納付しなければならない。

- 2 入学科の額は、5,650 円とする。（平成 23 年度入学生より）
- 3 校長において特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、入学科を免除することができる。

第34条 削除

第35条 実習費については、特にこれを徴収しない。

（ソ 教職員の組織）

第36条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置く。

- 2 高等学校には、前項のほか、必要に応じて養護教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置く。

（タ 賞罰）

第37条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

第38条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

第39条 前条に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

【附則】

本規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 4 月 1 日改訂

参考（引用・抜粋）

- 1 鹿児島県立高等学校学則
- 2 鹿児島県立薩摩中央高等学校職員必携（内規）
- 3 鹿児島県立高等学校授業料等徴収条例
- 4 鹿児島県教育委員会の行政組織等に関する規則